

杉並区監査告示第4号

令和8年4月3日付け杉並区職員措置請求の審議の結果（区長の
庁有車の使用に関する住民監査請求）を別紙のとおり公表する。

令和8年5月21日

杉並区監査委員	池田美英
同	若原文安
同	吉田あい
杉並区監査委員職務執行者	内山忠明

杉並区職員措置請求 審議の結果

(区長の庁有車の使用に関する住民監査請求)

令和8年5月

杉 並 区 監 査 委 員

目次

第1	請求の概要と受理	1
1	請求人.....	1
2	請求書の提出.....	1
3	請求の概要.....	1
4	請求の受理.....	1
第2	監査の実施	2
1	証拠の提出及び陳述の機会の付与.....	2
2	監査対象事項.....	2
3	対象部局とその抗弁要旨.....	2
第3	審議の結果	5
1	関係規則等の規定.....	5
2	庁有車運行管理業務委託契約（令和7年度分）の概要.....	7
3	事実認定.....	8
4	監査委員の見解.....	12

<別紙>

1	職員措置請求書及び事実証明書.....	資-1
2	杉並区長の抗弁書.....	資-9

<資料>

1	杉並区庁有車の管理等に関する規則.....	資-15
2	杉並区長等の庁有車の使用に関する基準.....	資-18

【注】 請求人の氏名は仮名（A）で表示し、その住所の記載は省略した。

第1 請求の概要と受理

1 請求人

A

2 請求書の提出

令和8年4月3日

3 請求の概要

請求人が提出した杉並区職員措置請求書及び事実証明書は別紙1のとおりであり、措置請求の概要は次のとおりである。

杉並区長・岸本さとし氏（以下「現区長」という。）が、令和8年2月3日において、公務終了後に衆議院議員候補・吉田はるみ氏（以下「衆議院議員選挙立候補者」という。）の選挙応援（JR高円寺駅）へ向かう際、庁有車による「片送り」を受けた行為は、①杉並区長等の庁有車の使用に関する基準（平成30年8月30日杉並第30919号。以下「使用基準」という。）、②地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第14項（公正・効率的な行政運営）、③公金の支出に違反する疑いが極めて強い。

よって監査委員に対し、当該行為の違法性・不当性について監査を行い、必要な措置（当該区間の燃料費等の返還請求、区長及び関係職員の責任の明確化、再発防止策の策定等）を講ずるよう求める。

4 請求の受理

本件監査請求については、令和8年4月13日の監査委員会会議において、監査委員4名（池田美英監査委員、内山忠明監査委員、若原文安監査委員及び吉田あい監査委員）の合議により、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、受理することに決定し、請求人には、同日付けの文書によりこの旨を通知した。

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述の機会の付与

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和8年4月24日を提出期限として、請求人に証拠及び陳述書の提出の機会を付与したが、いずれも提出されなかった。

なお、請求人の陳述聴取については、同年4月8日に、請求が受理された場合の陳述聴取について確認したところ、請求人から陳述は行わない旨の回答があったため、同年4月13日に本件監査においては実施しないことに決定した。

2 監査対象事項

請求人は、本件片送り（東京都庁（以下「都庁」という。）からJR高円寺駅までの庁有車の使用。以下「本件移動」という。）に要した燃料費等は、違法又は不当な公金の支出であると主張していることから、その違法性又は不当性の有無を調査し、それらを踏まえて監査結果を導くこととした。

3 対象部局とその抗弁要旨

総務部秘書課及び経理課を本件監査の対象部局とし、区長の抗弁書（以下「抗弁書」という。）の提出を求め、令和8年4月24日付けでその提出を受けるとともに、同年4月28日に説明聴取を行った。

抗弁書（別紙2）の要旨は、次のとおりである。

(1) 使用基準違反について

使用基準では、第3条において、区長等の庁有車の使用の必要性の判断基準として、「その使用により当該公務が円滑かつ安全に遂行でき、区政の発展、公益の増進等に資すると認められるか」と規定し、その必要性が認められる場合であって庁有車を使用することができるときとして、使用基準第4条第1号に「区長等の自宅と公務が行われる場所（区庁舎を含む。）の間の移動」を規定している。

本件移動は、公共交通機関と異なり、庁有車には随行者以外に同乗者はおらず、運転手にも秘密保持義務が課せられるため、庁有車を使用することで、車内において区長が区政に係る資料の確認や情報収集等を安全に行うことができることから、本請求事案における庁有車の使用は、第3条に規定する基準を満たしている。

なお、本請求事案では、往路（区役所を出発後、堀之内妙法寺（以下「妙法寺」という。）から都庁までの移動）は秘書課長が随行したが、都庁からの復路（帰路）に職員は随行していない。

具体的には、都庁から西荻北の区長宅（以下「区長宅」という。）への帰路（約10キロメートル）の途中で、青梅街道から高南通りへの交差点（帰路

のおおむね中間地点に位置する。)を右折して約 800 メートル進んだ J R 高円寺駅付近で区長が降車したものである。これは、都庁から区長宅への帰路を大きく逸脱するものではなく、また、区長宅までの移動と比較すると走行距離も所要時間も大幅に短くなる(都庁から区長宅へ区長を送迎し、区役所に戻る経路は、約 14.6 キロメートル。J R 高円寺駅へ向かい、その後、区役所へ戻る経路である本請求事案は、約 7.5 キロメートル)。加えて、庁有車の使用に係る燃料費及び人件費についても削減されることを考えると、本請求事案は、使用基準第 4 条第 1 号に規定する「区長等の自宅と公務が行われる場所の間の移動」の範囲である。

また、送迎先が自宅以外の庁有車の使用については、現在、基準等の明文規定はないが、公務終了後において、私的活動のために庁有車を使用する、いわゆる「片送り」については、令和 2 年以降、議会での庁有車使用に関する質疑に対して、近隣区等であれば使用することがある旨を繰り返し説明してきている。

ただし、現区長の片送りによる庁有車の使用については、杉並区内での使用を基本としつつ、それ以外は近隣区市に限定して使用するという厳格な運用を行っているところである。

この運用は、平成 20 年 2 月 8 日東京地方裁判所判決(以下「平成 20 年東京地裁判決」という。控訴審:平成 20 年 5 月 28 日東京高等裁判所判決)で、「自宅への送迎における知事専用車の使用は、公的活動と私的活動との切替え時においても、機動性を確保し、危機管理を徹底しようとするものであるから、その使用は合理性を有するといえるところ、自宅への送迎でなくとも、公的活動と私的活動との切替え時における合理的な方法及び態様で知事専用車を使用することは、機動性の確保及び危機管理の徹底の観点から、知事専用車が設けられた趣旨及び目的にかなうものであり、適法というべき」と判示されたことを踏まえたものである。

したがって、本請求事案も同様に、公的活動と私的活動との切替え時点である J R 高円寺駅付近で降車するまでの間における庁有車の使用であり、上述のとおり、都庁から区長宅までの経路よりも短い経路となることも併せて考えれば、合理的な方法及び態様で庁有車を使用したものといえる。

以上の点から、本件において違法又は不当な点はない。

(2) 地方自治法上の違法性について

① 地方自治法第 2 条第 14 項について

請求者が、「地方公共団体に対し「公正かつ効率的な行政運営」を求めている」と主張する地方自治法第 2 条第 14 項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定するものであるが、本請求事案は、公的活動と私的活動との切替え時までの移動時間も公務に充てられるように庁有車を使用したものであることから、法の趣旨

に則っている。また、政治活動に使用したものではなく、区又は区政の公正性・中立性を損なうものではない。

② 地方自治法第242条第1項について

本請求事案は、都庁から区長宅への帰路の一環であり、その移動時間においても車内で区政資料を確認することができるなど、公務を円滑かつ安全に遂行し、区政の発展、公益の増進等に資するため本件における庁有車の使用に係る燃料費及び人件費は、公務に必要なものであり、地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金の支出には当たらない。

なお、本件における帰路に職員は随行しておらず、委託事業者による庁有車の運転に係る委託費を人件費に含むとしても、本件支出に違法又は不当な点はない。

第3 審議の結果

1 関係規則等の規定

本件監査請求に関係する主な規定は、以下のとおりである。

(1) 杉並区庁有車の管理等に関する規則（抜粋）（昭和60年4月1日規則第25号）

（目的）

第1条 この規則は、庁有車の効率的運用を図るため、庁有車の使用その他の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 課及び課長 杉並区会計事務規則（昭和39年杉並区規則第5号）第2条第1号及び第2号に規定する課及び課長をいう。

(2) 庁有車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車で、杉並区が所有し、又は賃借（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証に記載された使用者が杉並区である場合に限る。）するものをいう。

(3) 専用車 庁有車のうち、区議会議長が専用するものをいう。

(4) 共用車 庁有車のうち、総務部経理課長（以下「経理課長」という。）が特に必要と認めた者の使用に供するものをいう。

(5) 貸出車 庁有車のうち、当該車両に専属の運転者を置かず、第4条第2項の規定により庁有車運転登録の承認を受けた者の使用に供するものをいう。

(6) 特別貸出車 庁有車のうち、車両の特性又は業務の特性等により、経理課長が課を特定して継続的に貸し出すものをいう。

(7) 緊急車 庁有車のうち、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項の規定により東京都公安委員会から法第39条第1項に規定する緊急自動車の指定を受けたものをいう。

（総括）

第3条 庁有車の使用及び管理等に関する事務は、経理課長が掌理するものとする。

2及び3 略

（使用目的）

第6条 庁有車は、公務遂行上必要とする場合以外は使用してはならない。

(貸出車の使用)

第10条 貸出車を使用しようとする者は、別に定めるところにより経理課長に申し込まなければならない。

2 経理課長は、前項の申込みが適当と認めたときは、これを承認し、配車するものとする。

3 略

(運転日誌)

第11条 庁有車に運転日誌を備え、運転者は運転日誌に所定の事項を記録しなければならない。

(使用実績簿)

第12条 経理課長は、庁有車の使用実績を把握するため、庁有車使用実績簿を備え、毎月所定の事項を記録しておかななければならない。

(委任)

第19条 この規則の施行について、様式その他必要な事項は、別に定める。

(2) 杉並区長等の庁有車の使用に関する基準(抜粋)(平成30年8月30日杉並第30919号、令和4年9月8日杉並第30756号改正)

(趣旨)

第1条 この基準は、杉並区庁有車の管理等に関する規則(昭和60年杉並区規則第25号)第2条第2号に規定する庁有車を区長、副区長及び教育長(以下「区長等」という。)が使用する場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準において公務とは、区長等が地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の2第1項に規定する地方公共団体の役割を果たすために必要な用務をいう。

(庁有車を使用する場合の判断)

第3条 区長等は、公務遂行上、庁有車の使用が必要な場合には、その使用により当該公務が円滑かつ安全に遂行でき、区政の発展、公益の増進等に資すると認められるか否かで判断する。ただし、疑義があるものについては、必要に応じて過去の裁判例その他の事例を参考とするものとする。

(庁有車を使用することができる場合)

第4条 区長等は、前条の規定に基づき庁有車使用の必要性が認められる場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、庁有車を使用することができる。

(1) 区長等の自宅と公務が行われる場所(区庁舎を含む。以下「公務場所」という。)の間の移動

- (2) 公務が連続する場合で、それぞれの公務場所の間の移動
- (3) 緊急事態への対応のために必要となる移動
- (4) 区長等の身体の安全確保のために必要となる移動
- (5) 庁有車を使用しなければ、公務の遂行又は区政に係る事務の進行に支障が出るおそれがあるなど、やむを得ない事由がある場合の移動
(使用履歴の記録)

第5条 区長等は、前条の規定により庁有車を使用した場合には、使用日、公務内容、公務場所その他必要な事項を記録するものとする。

2 庁有車運行管理業務委託契約（令和7年度分）の概要

区は、「杉並区庁有車運行管理業務委託」契約（令和7年度分。以下「委託契約」という。）にて、受託者に以下の業務を委託している。

(1) 契約日、履行期間、履行場所

- ① 契約日 令和7年4月1日
- ② 履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- ③ 履行場所 杉並区全域及び杉並区以外の指定する場所

(2) 主な委託業務

- ① 行先への運行計画、運転手の配置等の企画、立案、及び運行業務の報告
- ② 管理車両（専用車及び共用車の計8台）の運行及び管理
- ③ 区が依頼する管理車両以外の貸出車、特別貸出車及び緊急車の運行及び管理

(3) 運行日及び標準時間

運行日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で定める休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日）を除いた日とし、標準時間は、運行日の午前8時30分から午後5時15分までとしている。ただし、運行日及び標準時間ともに区が受託者に業務を依頼した場合は、この限りではないとしている。

(4) 運行記録の提出

受託者は、区が指定する運転日誌に運行状況を記録し、運行日の翌営業日に区に提出するとしている。また、受託者は委託契約で定める運行担当者の始業時刻及び終業時刻を記した日報を作成し、運行日の翌営業日に区に提示し、運転日誌等との照合・確認を受けることとしている。

(5) 標準時間外等の報告

受託者は、毎月の運行業務の勤務実績として、運行日ごとの拘束時間数、運行時間数、標準時間外の運行時間数等の運行業務実績の報告書を作成し、翌月の10日までに区へ提出し、区に勤務実績の履行確認を受けることとされている。

(6) 費用負担

受託者の負担分は、契約金額に含むものとされ、区は、標準時間外の業務委託料及び宿泊に伴う費用として、運行業務実績の報告書の実績に、一時間当たりの単価若しくは一泊当たりの単価を乗じて得た額を受託者へ支払うと定めている。標準時間外の業務委託料1時間当たりの単価は2,200円（消費税抜き）となっている。

(7) 標準時間外業務委託料の支払方法

標準時間外業務委託料は、区の履行確認を受けた実績分を毎月支払うとしている。

3 事実認定

(1) 令和8年2月3日に現区長が使用した庁有車の運行について

① 平成30年8月30日に、当時使用されていた区長専用車について、同車の適正かつ効率的な使用に関し必要な事項を定めるため、「杉並区区長車の使用に関する基準」が制定された（同年9月1日施行）。

② 令和4年7月11日に現区長が就任した後、区長等は庁有車を専用しないこととしたことに伴い、同年9月8日付けで杉並区庁有車の管理等に関する規則（以下「管理規則」という。）が一部改正され、区長専用車等は廃止された（同日施行）。

なお、現区長が公務のため庁有車で移動する場合は、貸出車等を使用している。

併せて、杉並区区長車の使用に関する基準は、同年9月8日付けで区長、副区長及び教育長が庁有車を使用する場合に必要な事項を定めるものとして一部改正され、「杉並区長等の庁有車の使用に関する基準」に名称等が改められた（同日施行）。

③ 庁有車の使用及び管理等に関する事務は、管理規則第3条第1項で、経理課長が掌理するものとされている。

④ 貸出手続等

ア 管理規則第10条第1項に基づき、秘書課職員は、令和8年1月16日に貸出車である貸出43号（日産リーフ、型式ZAA-ZE1。以下「本件車両」という。）の使用申込みを行った。

イ 経理課職員が同年1月19日に本件車両の使用申込みの処理（システムによる予約入力）を行い、同条第2項に基づき、経理課長はこれを承認し、同年2月3日当日に本件車両を配車した。

ウ 本件車両の運転には、委託契約に基づき、受託者が指定した運行担当者（以下「本件運転手」という。）が従事した。

⑤ 運転経路

ア 使用基準第4条第1号に関して、明文化したものはないものの、公務

終了後の自宅以外の場所への送迎について、近隣区等であれば庁有車を使用できるとした運用が行われている。更に現区長に関しては、杉並区内を基本としつつ、杉並区外の場合でも近隣区市に限定した運用が行われている。

イ 現区長の庁有車の使用については、秘書課職員が翌1週間の使用予定を記載した委託契約に基づく運転依頼書を前週の金曜日に受託者に提出している。その後の変更は、受託者に口頭で伝えることとしているが、運行経路や降車場所等の軽微な変更の場合には、当日の乗車時に随行者又は現区長から運転手に伝えることも運用で可能としている。

ウ 秘書課職員が令和8年1月30日に受託業者に提出した運転依頼書には、同年2月3日の運行経路が次のとおり記載されており、当該運転依頼書の提出時点では、都庁での令和7年度第2回都区協議会、意見交換会及び懇談会の終了後に、庁有車を使用して現区長を区長宅まで送り届ける予定であった。

時間	場所	出発予定時刻	随行者
14:00～16:00	妙法寺 ※妙法寺節分追儺式	<区役所発 13:40> リーフ (43号)	あり
16:30～18:30 ※16:15 までに到着	都庁第一庁舎 ※都区協議会・意見交換会	<妙法寺発 15:45> リーフ (43号) ※終了後、ご自宅	あり

エ 同年2月3日当日に、現区長は秘書課長に対して降車場所が自宅からJR高円寺駅周辺に変更になる可能性を伝え、上述イの運用に基づき、秘書課長から本件運転手にその旨を口頭で伝えた。更に都庁での公務終了後に現区長が本件運転手に対して降車場所をJR高円寺駅周辺に変更する旨を伝えた。

⑥ 運転日誌

管理規則第11条及び委託契約に基づき、受託者は、本件車両の運転日誌を作成している。令和8年2月3日の運転日誌には、次のとおり運行内容が記載されていた。

使用者	運行区間	使用時間		時間数	距離メーター	
区長 外1名 (※1)	役所～区内～新宿区 ～区内～役所	開始	13時30分	6時間15分	3911 km	
		終了	19時45分			
始業点検	<input checked="" type="checkbox"/> 異常なし	備考			本日メーター	3911 km
燃料 (※2)	0	点検・清掃 19時45分～20時15分		前日メーター	3890 km	
				走行距離	21 km	

(※1) 使用者欄の「区長外1名」の1名は秘書課長で、運行区間のうち、「役所～区内～新宿区」まで同乗していた。

(※2) 燃料欄は記載なし

⑦ 使用履歴の記録

使用基準第5条では、区長の庁有車の使用履歴（使用日、公務内容、公

務場所等)を記録することになっており、秘書課職員が「区長の日程表(庁有車使用履歴含む)」を作成している。なお、庁有車を使用して移動した際は、公務場所と合わせて表中に「<庁有車使用>」と記載している。

令和8年2月3日の「区長の日程表(庁有車使用履歴含む)」には、次とおり記載されていた。

開始・終了日時／タイトル		場所
14:00~15:30	出張(妙法寺節分追儺式)	妙法寺<庁有車使用>
16:30~18:35	出張(令和7年度第2回都区協議会・意見交換会)	東京都庁<庁有車使用>
19:15~19:20(※)	送り(高円寺駅周辺)	<庁有車使用>

(※) 「19:15~19:20」は、都庁からJR高円寺駅周辺までの移動時間ではなく、JR高円寺駅南口ロータリー付近で降車した時間

⑧ 庁有車使用実績簿

管理規則第12条に基づき、経理課長は庁有車使用実績簿を備えることとなっており、同実績簿の令和8年2月3日の行には、次のとおり記録されていた。

日数	回数	使用時間	最終メーター	走行距離	燃料(ℓ)
1	1	6時間15分	3,911 km	21 km	(※)

(※) 燃料(ℓ)欄は記載なし

(2) 令和8年2月3日の庁有車を使用した現区長の行動について

- ① 現区長と秘書課長は、本件車両を使用し、午後1時40分に区役所を出発して、午後2時から午後3時30分まで妙法寺(堀ノ内)での節分追儺式に出席した(事実認定(1)⑥の運転日誌の運行区間欄の「役所~区内」部分)。
- ② 節分追儺式終了後、現区長は、本件車両で都庁(新宿区西新宿)に向かい、令和7年度第2回都区協議会、意見交換会及び懇談会に出席した(事実認定(1)⑥の運転日誌の運行区間欄の「区内~新宿区」部分)。なお、秘書課長は、意見交換会終了後、午後5時25分頃に都庁を出て区役所に帰庁している。
- ③ 懇談会終了後、現区長は、午後6時40分頃に都庁第一本庁舎地下駐車場で本件車両に乗車し、午後7時15分頃にJR高円寺駅南口ロータリー付近で降車した。その後、本件車両は区役所に戻り、午後7時45分に運行を終了した(事実認定(1)⑥の運転日誌の運行区間欄の「新宿区~区内~役所」部分)。
- ④ 現区長は、降車後に衆議院議員選挙立候補者の街頭演説会に参加し、演説を行った。

(3) 燃料費の支出について

本件車両を含む電気自動車の充電は、区役所本庁舎地下駐車場内の充電器

を使用して行っており、充電に要した電気料金は、区役所本庁舎の電気料金の一部として公共料金支払基金から引き落とされた後、経理課の事業予算から公共料金支払基金に支出されている。

本件移動直近の本件車両への充電時期については明らかではないが、令和8年1月使用分の区役所本庁舎の電気料金は同年2月20日に、同年2月使用分は同年3月23日に公共料金支払基金から引き落とされていた。また、経理課の事業予算からは、同年4月7日に同年1月及び2月使用分の支出負担行為兼支出命令決裁が行われ、同年4月27日に公共料金支払基金に支出（執行）されていた。

(4) 人件費の支出について

① 秘書課長の人件費について

都庁まで本件車両に同乗していた秘書課長は、事実認定(2)②のとおり、本件移動時には同乗していないため、秘書課長の人件費は発生していない。

② 本件運転手の人件費について

ア 本件運転手は、事実認定(2)のとおり、午後1時40分に区役所を出発し、標準時間終了時刻の午後5時15分を超え、区役所に戻り、午後7時45分に運行を終了している。また、運行終了後の午後8時15分までは本件車両の点検及び清掃を行い、その後午後8時30分まで運転日誌の記載などに従事していた。本件運転手の標準時間外の勤務時間は、午後5時15分から午後8時30分までの3時間15分である。

イ 受託者は、委託契約に基づき、令和8年2月分の運行業務実績報告書を作成して区に提出しており、本件運転手の令和8年2月3日の標準時間外の勤務時間は3時間15分となっていた。

ウ 委託契約に基づき、区は、委託料と合わせて標準時間外の業務委託料を支出した。

なお、令和8年2月分の標準時間外の業務委託料を含む委託料の支出に関する日付及び金額は次のとおりである。

委託契約 契約日	支出命令決裁日	支出(執行)日	支出金額 (消費税込)	うち、本件移動に係る 標準時間外の業務委 託料(消費税込)
令和7年4月1日	令和8年3月12日	令和8年3月19日	6,219,950円	7,865円

4 監査委員の見解

地方自治法第242条第11項の規定により、住民監査請求に基づく監査及び勧告等の決定は、監査委員の合議によるものとするとして、合議とは、全監査委員が協議し、最終的には委員全員の意見が一致することとされている。

監査委員は、慎重に協議を重ねてきたものの、「請求に理由がない」とする3名（池田美英監査委員、若原文安監査委員及び内山忠明監査委員職務執行者）の意見と、「請求に理由がある」とする1名（吉田あい監査委員）の意見に分かれ、意見の一致をみることができず合議が調わなかった（内山忠明監査委員は、令和8年5月20日に任期が満了し、地方自治法第197条ただし書により、後任者が選任されるまでの間は、監査委員職務執行者である）。

参考として、それぞれの見解を以下に記載する。

(1) 請求に理由がないとする3名の見解（池田美英監査委員、若原文安監査委員及び内山忠明監査委員職務執行者）

① 使用基準違反の有無について

区長等が庁有車を使用する場合の必要事項について定められている使用基準によれば、地方公共団体の「役割」を果たすために必要な用務を「公務」と定義（第2条）し、区長等が、「公務」として庁有車を使用できるか否かの判断を、その使用により「公務が円滑かつ安全に遂行でき、区政の発展、公益の増進等に資すると認められるか否かで判断する」（第3条）と定め、第4条各号で庁有車の使用の必要性が認められる場合として、第1号で区長等の自宅と公務が行われる場所の間の移動、第2号で公務が連続する場合で、それぞれの公務場所の間の移動が定められている。

なお、明文の定めはないが、同条第1号の運用として、公務終了後の移動（降車場所）が自宅以外の近隣区等の場合も使用を認めており、現区長に関しては、杉並区内での使用を基本としつつ、近隣区市に限り使用できるとされている。

この点、使用基準第3条によれば、区長等は、公務遂行上、庁有車の使用が必要な場合には、その使用により当該公務が円滑かつ安全に遂行でき、区政の発展、公益の増進等に資すると認められるか否かで庁有車の使用を判断するものとして、疑義のあるものについては、必要に応じて過去の裁判例その他の事例を参考とするものとされている。

平成20年東京地裁判決では、知事専用車の使用について、「都知事が担う職責の性質、内容等に照らし、その職責を全うさせるため、都知事について機動的な交通手段を確保するとともに、移動時にあっても常に都知事と連絡を取ることができるようにするなどの危機管理の観点からである」また「自宅への送迎でなくとも、公的活動と私的活動との切替え時における合理的な方法及び態様で知事専用車を使用することは、機動性の確保及

び危機管理の徹底の観点から、知事専用車が設けられた趣旨及び目的にかなうもの」と判示されている。

現区長は、区長専用車を廃止し、貸出車等を使用しているが、庁有車の使用については、当該判例と同趣旨のものとして当否が判断されるべきであり、当該運用は妥当なものと解される。

令和8年2月3日の現区長による庁有車の使用は、事実認定(1)⑤ウのとおり、同年1月30日に提出された運転依頼書では、区役所を出発し、妙法寺及び都庁での公務後に、区長宅に送り届けることを予定していたものである。このうち、区役所から妙法寺及び都庁への移動は、使用基準第4条第2号の「公務が連続する場合で、それぞれの公務場所の間の移動」に該当する。

また、当初予定していた都庁から区長宅への移動は、同条第1号の「区長等との自宅と公務が行われる場所の間の移動」と解することができるが、都庁出発後の降車場所が区長宅からJR高円寺駅周辺に変更になり、JR高円寺駅南口ロータリー付近で現区長が降車したものが本件移動である。

この点について、請求人は、公務の必要性がない、政治活動という最も禁止されるべき目的への利用である、区長の公務日程に記載されていない目的地への送迎であることから、使用基準に明確に違反すると主張する。

使用基準第4条第1号について、事実認定(1)⑤アのとおり、公務終了後の自宅以外の場所への送迎については、近隣区等に限っていたところ、現区長に関しては、杉並区内を基本としつつ、杉並区外の場合でも近隣区市に限定した運用を行っており、自宅以外の公的移動と私的活動の切り替え場所への送迎を無条件に認めているものではない。

本件移動について、使用基準第4条第1号で定める移動と同視しうるか否かを判断するに当たっては、(ア)降車場所、(イ)庁有車の移動距離、(ウ)庁有車の移動時間、(エ)庁有車の使用に係る費用の各事情を総合的に考慮して判断するのが相当である。

ア 降車場所について

現在の運用に基づき杉並区内(高円寺南)で降車し、かつ、降車場所が区長宅の帰路から著しく逸脱した場所ではない。

イ 庁有車の移動距離について

都庁から区長宅を経由した区役所までの合計距離は約14.6キロメートルである。これに比べ、本件移動を含む都庁からJR高円寺駅南口ロータリー付近を経由した区役所までの合計距離は約7.5キロメートルであり、本件移動後に区役所へ戻る方が庁有車の移動距離は短い。

ウ 庁有車の移動時間について

上述イに基づく距離を時速30キロメートルで走行したと仮定した場合、都庁から区長宅を経由した区役所までの移動時間は約29分であり、

都庁から J R 高円寺駅南口ロータリー付近を経由した区役所までの移動時間は、約15分である。

エ 庁有車使用に係る費用について

上述イにより、区長宅を経由するよりも、都庁から J R 高円寺駅南口ロータリー付近を経由した区役所までの方が、移動距離が短いことから、燃料費（電気料金）も安価になる。

上述アからエまでを総合的に考慮すれば、本件移動に係る庁有車の使用については、不相当であるとは言い難く、管理規則、使用基準及び運用に照らして妥当性を欠くものではないと認められることから違法又は不当であるとはいえない。

② 本件移動に要した燃料費等の支出について

請求人は、本件移動に要した燃料費等は、公務に必要な支出ではなく、政治活動への公費支出であり、違法又は不当な支出に該当すると主張する。

しかし、当該車両の燃料費（電気料金）については、事実認定（3）のとおり公共料金支払基金から適正に引き落とされていた。

また、本件運転手の人件費についても、事実認定（4）②のとおり、委託契約に基づき、標準時間外委託料を含む委託料を適正に支出していた。

本件移動の庁有車の使用については、上述①のとおり違法性、不当性は認められず、本件移動に要した燃料費等の支出についても違法又は不当であるとは認められない。

③ 本件車両の使用手続について

庁有車の使用については、管理規則第6条で「公務遂行上必要とする場合以外は使用してはならない」と定めている。

管理規則第10条第1項では、「貸出車を使用しようとする者は、別に定めるところにより経理課長に申し込まなければならない」と定めている。本件車両については、事実認定（1）④アのとおり秘書課職員が経理課長に使用申込みを行っていた。

また、第11条では、運転日誌を備え、記録すること、第12条では、経理課長は、庁有車使用実績簿を備え、毎月所定の事項を記録することを定めている。

また、使用基準第5条では、区長等が庁有車を使用した場合には、使用日、公務内容、公務場所その他必要な事項を記録するとしている。

本件車両の使用については、事実認定（1）⑥から⑧までのとおり、いずれも規則等に基づき記録が作成されていた。

以上のことから、本件請求における庁有車の使用手続は、規則等に基づき適正に行われていることが認められる。

④ 結論

本件移動に庁有車を使用したことについて、違法又は不当な点は認めら

れず、これに要した燃料費等の予算執行及び庁有車の使用手続は適正に行われたものと認められる。

以上のことから、本件監査請求については、理由がないものと認められるので、これを棄却するのが相当である。

なお、地方公共団体の首長は、広範かつ重要な職責を担い、その遂行過程において裁量判断が予定されていることから、適法な裁量の範囲内での庁有車の使用は、直ちに否定されるものではない。

しかしながら、本件監査請求については違法又は不当な点は認められなかったものの、公費で賄われている庁有車の使用については、区民の理解が得られるよう、より丁寧な説明が求められる。この点、区長による庁有車の使用に関し、説明責任の観点から、区民に疑念や不信感を抱かせることがないように更なる配慮がなされることが望まれる。

(2) 請求に理由があるとする1名の見解（吉田あい監査委員）

請求人は、現区長が衆議院議員選挙立候補者の街頭演説会に参加し、応援演説をするため、都庁からJR高円寺駅周辺への移動に庁有車を使用したことが、使用基準に違反すると主張する。

① 使用基準違反の有無について

以下、本件の庁有車の使用が使用基準に違反するか否かについて、検討する。

まず、使用基準第2条において、「この基準において公務とは、区長等が地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の2第1項に規定する地方公共団体の役割を果たすために必要な用務をいう。」と規定されている。

本件の応援演説は、岸本聡子氏個人の政治活動であり、公務に該当しないことは明らかである。また、このことについては、抗弁書で認めているところである。

また、使用基準第3条において、「区長等は、公務遂行上、庁有車の使用が必要な場合には、その使用により当該公務が円滑かつ安全に遂行でき、区政の発展、公益の増進等に資すると認められるか否かで判断する。ただし、疑義があるものについては、必要に応じて過去の裁判例その他の事例を参考とするものとする。」と規定されている。

本件では、選挙の応援演説という公務に該当しない目的で、庁有車を使用しており、「公務遂行上、庁有車の使用が必要な場合」に該当しないことは明らかであり、使用基準第3条に違反すると解するのが相当である。

この点につき、抗弁書では、「公共交通機関と異なり、庁有車には随行者以外に同乗者はおらず、運転手にも秘密保持義務が課せられるため、庁有車を使用することで、車内において区長が区政に係る資料の確認や情報収集等を安全に行うことができることから、本請求事案における庁有車の使用は、第3条に規定する基準を満たしている。」との見解が示されているが、本件では、そもそも公務に該当しない目的で、庁有車を使用しており、失当といわざるを得ない。

② 元杉並区長及び前杉並区長の庁有車の使用について

杉並区では、田中良前杉並区長（以下「前区長」という。）の庁有車の使用に対し、「ゴルフや会食に庁有車を使用し、タクシー代わりにしている」と杉並区議会の一部会派が厳しく追及し、また、多くの区民から疑念と不信感を持たれた過去がある。

また、先の杉並区長選挙の際には、現区長自身も前区長に対し庁有車でゴルフに行ったことを厳しく批判している。

このような経緯を鑑みれば、区民から少しでも疑念を持たれるような庁有車の使用は行うべきではなかった。

実際、山田宏元杉並区長（以下「元区長」という。）は、公務後に私用がある際、庁有車で公務を行う現地まで送ってもらい、公務終了後の帰路に

については、庁有車は返し、自身で交通手段を確保していたと認識している。

この理由について、元区長に確認したところ、元区長は、「たとえ公務終了後の送りであっても、自分自身の政治的な活動場所まで庁有車を使うことはあってはならない。区民から少しでも疑念を持たれるような運用はすべきではない。」と述べられた。庁有車の本来あるべき使用方法について述べられており、極めて妥当な見解である。

使用基準には、「公務終了後、区長に私用がある場合でも庁有車を利用して送らなければならない」という規定はもちろんのこと、暗黙のルールもなく、区長自身が「この後の活動場所まで、区民の税金で賄われている庁有車を使って移動することはふさわしくない」と判断すれば、庁有車を帰還させることは、当然可能であり、それをしなかったことは、現区長の認識の甘さであり、かつて自身が厳しく批判した前区長の庁有車の運用との差異が見られなくなっているといわざるを得ない。

本件のような庁有車の使用は、厳に慎むべきものであり、速やかに改善を図られたい。

③ 現行の使用基準の問題点等について

以下、現行の使用基準の問題点等について、付言する。

まず、抗弁書において、「都庁から区長宅への帰路（約10キロメートル）の途中で、青梅街道から高南通りへの交差点（帰路のおおむね中間地点に位置する。）を右折して約800メートル進んだ高円寺駅付近で区長が降車したものである。これは、都庁から区長宅への帰路を大きく逸脱するものではなく、また、区長宅までの移動と比較すると走行距離も所要時間も大幅に短くなる」と述べられている。

この点について、所管部局の説明聴取の際、「公務目的でないことが許容される判断基準が「距離」ならば、その根拠は」と問いただしたが、納得のいく答弁は得られなかった。距離が近ければ、政治活動であっても庁有車の使用が許されるということなのか、区民に対し、合理的な説明がつかないことを指摘しておく。

次に、抗弁書において、「送迎先が自宅以外の庁有車の使用については、現在、基準等の明文規定はないが、公務終了後において、私的活動のために庁有車を使用する、いわゆる「片送り」については、令和2年以降、議会での庁有車使用に関する質疑に対して、近隣区等であれば使用することがある旨を繰り返し説明してきている。」と述べられている。

所管部局の説明聴取の際、この公務終了後の「片送り」について、明文規定を設けなかった理由、「近隣区等」の具体的範囲、例外を認める条件、判断手続（誰が・どの基準で・どのように決裁したか）、これらを示す客観的な基準について問いただしたが、所管部局は、曖昧な答弁に終始し、到底、納得がいくものではなかった。

また、所管部局の説明聴取の際、庁有車の管理に関する質問に対し、「庁

有車の管理責任者は経理課長であり、判断も経理課長である」旨の答弁があったが、その後の質疑で、区長が「帰りはここで」と申し出れば、それが優先されると解される答弁もあった。これは、「区長がここに行きたい」と言えば、その目的地がたとえ選挙応援であっても行かざるを得ないということを暗に示していると考えられ、風通しの悪い区政、ハラスメントが生まれやすい区政に陥りつつある点を指摘しておく。

抗弁書において、「現区長の片送りによる庁有車の使用については、杉並区内での使用を基本としつつ、それ以外は近隣区市に限定して使用するという厳格な運用を行っているところである。」と述べられ、また、所管部局の説明聴取における全体の質疑の中で、区側から「庁有車の使用について、前区長よりも、改善されている」との答弁があったが、前述したように現区長は、前区長の庁有車の使用について厳しく批判し、区長選挙に当選したという経緯がある。この点を念頭に置くなれば、自らが政治目的で庁有車を使用したことについて「前区長よりも、改善されている」などと正当化することは、決して許されないことを申し添えておく。

④ 使用基準の意義、必要性について

以下、使用基準の意義、必要性について、付言する。

使用基準に明確なルールを設けることは、庁有車を使用する者（区長など）にとって非常に分かりやすく、また、使用する者を守ることにもつながるものである。つまり、使用する者は、使用基準に照らし合わせて、庁有車の使用の可否について客観的に判断することができ、庁有車を使えないのならば、自身で交通手段を確保し、活動場所へ移動すれば良いだけのことである。そうすれば、区民からの不要な疑念が生まれることもなく、ましてや、庁有車の使用に関する住民監査請求が出されることも無くなるはずである。

⑤ 結論

区民の税金で賄われている庁有車の使用については、区民の理解と同意が得られるか否かが重要である。本件においては、政治的中立性を欠いて特定政党・特定候補の選挙応援のために庁有車が使用されており、区民の理解と同意を得ることができるとは、到底考えられない。

以上のとおり、選挙の応援演説という公務に該当しない目的で、庁有車を使用したことは、使用基準第3条に反し、違法又は不当であると解するのが相当であり、本件使用に要した燃料費等の支出は、違法又は不当である。

なお、当該燃料費等の額については、抗弁書等において、明らかにされていないので、適正に算定されるべきである。

以上のことから、本件監査請求については、理由があると認められるので、これを認容するのが相当である。

別紙

令和 8 年 4 月 3 日

杉並区職員措置請求書

杉並区監査委員御中

請求者

住所:

氏名: A



杉並区長・岸本さところ氏に対する措置請求の要旨

【請求の趣旨】

杉並区長・岸本さところ氏が、令和 8 年 2 月 3 日(水)において、公務終了後に衆議院議員候補・吉田はるみ氏の選挙応援(高円寺駅)へ向かう際、庁有車による「片送り」を受けた行為は、

- ① 杉並区長等の庁有車の使用に関する基準
- ② 地方自治法第 2 条第 14 項(公正・効率的な行政運営)
- ③ 同法第 242 条の 2 第 1 項(公金の違法・不当な支出)

に違反する疑いが極めて強い。

本件については、別添 1 「令和 8 年 2 月 区長の日程表(庁有車使用履歴含む)」

別添 2 「杉並区長・岸本さところ事務所」が令和 8 年 2 月 5 日に発信した X に掲載された内容によって、事実関係は既に明白である。

なお、本件については、本年 3 月 11 日の杉並区議会予算特別委員会における矢口議員からの質問により、出張先である都庁から高円寺駅までの区長の私的利用での片送りについては、区側答弁でも明らかになっている。別添 3 「令和 8 年度杉並区議会予算特別委員会 3 月 11 日 矢口委員の質疑録(抄)」

よって監査委員に対し、当該行為の違法性・不当性について監査を行い、必要な措置(当該区間の燃料費等の返還請求、区長及び関係職員の責任の明確化、再発防止策の策定等)を講ずるよう求める。

【請求の理由】

第1 事実関係

1 令和8年2月3日(水)、区長は午前8時50分までに杉並区役所へ登庁し、杉並区議会議会運営委員会に出席の後、庁有車にて、杉並区内の行事への参加を経て、東京都庁で開催された令和7年度第2回都区協議会に出席している。その後、待機させていた庁有車で、杉並区高円寺駅周辺で実施された衆議院議員候補・吉田はるみ氏の街頭演説会に参加し、応援演説を行っている。

2 写真には「杉並区長 岸本さところ」のタスキを着用し、マイクを持って演説する姿が記録されている

3 当該演説は、選挙応援という純然たる政治活動であり、公務ではないことは明白である。

第2 庁有車使用基準違反

杉並区の庁有車使用基準では、庁有車を使用することができる場合として、以下の通り規定されている。

- ・庁有車は区長等の自宅と公務が行われる場所の間の移動
- ・緊急事態への対応のための移動
- ・区長等の身体の安全確保のための必要となる移動
- ・庁有車を使用しなければ、公務の遂行又は区政に係る事務の進行に支障が出るおそれがあるなど、やむを得ない事由がある場合の移動

区長の出張先である都庁からの片送りは、

- (1) 公務の必要性がない
- (2) 政治活動という最も禁止されるべき目的への利用
- (3) 区長の公務日程に記載されていない目的地への送迎

以上から、基準に明確に違反する。

第3 地方自治法上の違法性

1 地方自治法第2条第14項は、地方公共団体に対し「公正かつ効率的な行政運営」を求めている。

政治活動への庁有車利用は、公正性・中立性を著しく損ない、同項に反する。

2 同法第242条の2第1項は、公金の違法・不当な支出がある場合、住民監査請求を認めている。

本件片送りに要した燃料費・人件費等は、公務に必要な支出ではなく、政治活動への公費支出であり、違法または不当な支出に該当する。

第4※ 求める措置

監査委員において、以下の措置を講ずることを求める。

- 1 本件片送りの事実関係の調査
- 2 庁有車使用基準違反の認定
- 3 当該区間の燃料費等の返還請求
- 4 区長及び関係職員の責任の明確化
- 5 再発防止策の策定

以上のとおり、地方自治法第242条第1項に基づき住民監査請求を行う。

【別添資料】

- 1 「令和8年2月 区長の日程表(庁有車使用履歴含む)」
- 2 「杉並区長・岸本さとし事務所」が令和8年2月5日に発信したXに掲載された内容
- 3 「令和8年度杉並区議会予算特別委員会 3月11日 矢口委員の質疑録(抄)」

※ 令和8年4月9日に、請求人から、4月3日に提出した職員措置請求書の第4(全文)を削除し、第5(全文)を第4とする旨の訂正書面の提出があったため、訂正内容を反映したものになっている。

別添 1

令和 8 年 2 月 区長の日程表(庁有車使用履歴含む)

2026 年 2 月 1 日(日)～2026 年 2 月 28 日(土)【岸本 聡子】

日付	開始・終了日時/タイトル	場所	
2/1(日)			
2/2(月)	10:20～10:25	登庁	
	11:00～11:30	感謝状贈呈式	区長応接室
	13:30～14:30	区長記者会見	第 3・4 委員会室
	14:30～15:30	報告(人事課長)	区長室
	15:30～16:00	報告(児童相談所設置準備課長)	区長応接室
	16:00～17:10	報告(人事課長)	区長室
	18:00～18:30	出張(日本・ネパール外交関係樹立 70 周年祝賀レセプション)	外務省飯倉公館<公用車使用>
	19:25～19:30	送り(自宅)	<庁有車使用>
2/3(火)	08:45～08:50	登庁	
	10:00～10:30	議会運営委員会	第 3・4 委員会室
	14:00～15:30	出張(妙法寺節分追儺式)	妙法寺<庁有車使用>
	16:30～18:35	出張(令和 7 年度第 2 回都区協議会・意見交換会)	東京都庁<庁有車使用>
	19:15～19:20	送り(高円寺駅周辺)	<庁有車使用>
2/4(水)	11:45～11:50	迎え(自宅)	<庁有車使用>
	12:00～13:00	出張(杉並区いきいきクラブ連合会新年会)	杉並会館<庁有車使用>
	13:30～14:30	ナミーズカフェ	区長応接室
	14:30～15:00	報告(危機管理対策課長)	経営会議室
	16:00～16:30	寄附受領(杉並区ゴルフ連盟)	区長応接室
	18:00～18:30	出張(前青梅市長 濱中啓一様お通夜)	青梅市民斎場<庁有車使用>
	19:50～19:55	送り(自宅)	<庁有車使用>
2/5(木)	11:10～11:15	迎え(自宅)	<庁有車使用>
	11:30～13:00	出張(杉並区青少年育成委員会新春懇談会)	杉並会館<庁有車使用>
	14:00～15:30	出張(川崎市平和館)	川崎市平和館<庁有車使用>
	16:30～16:35	送り(自宅)	<庁有車使用>
2/6(金)	08:45～08:50	登庁	
	09:00～10:00	報告(副区長)	区長室
	10:00～12:00	来客(筑波大学教授 久野譜也様)	区長応接室



杉並区長・岸本さところ事務所  · R8/02/05



2月3日(火) 高円寺駅にて #吉田はるみ 候補
@YoshidaHarumi の応援に駆けつけました。

別添 2

『ただ、国の政治がですね
大企業や富裕層、企業献金など
そちらを向いている政治では
国民の生活も賃金も
絶対に良くなりません。』

生活者の方を向いて
政治、政策を作っているのは誰なのか。

そして私たちが
絶対に譲ることのできない、
かけがえのない平和。

未来の世代の若者たちが
平和に暮らしてゆける
平和国家として
信頼の外交を築いていく。

住まい、生活、介護、
エッセンシャルワーカーが
きちんとふつうに暮らして
生きていける
そういう社会を
つくっていけるかいけないか
大切な選挙です。』



衆院選 吉田はるみ候補応援
2月3日(火) 高円寺駅

岸本さとし

そういう大切な選挙です

別添 3

「令和 8 年度杉並区議会予算特別委員会 3 月 11 日 矢口委員の質疑録（抄）」

矢口委員

令和 8 年 2 月 3 日は都庁での公務後、19 時 15 分に送り、高円寺駅周辺とあります。
この送りは何の目的によるものだったのか。

秘書課長

こちらですね。公務で使った公用車につきましては、基本日程表の方に全て掲載してございますが、公務終了後につきましては、区長が区長としての立場で行ってないものになりますので、もちろん日程表には掲載しないですし、そちらを送りで使ったというものについては私用によるものと認識してございます。

矢口委員

2 月 3 日の 19 時 15 分、高円寺で何があったかっていうのはわからないってことですか。

秘書課長

私用で行ってるものと存じますが、SNS 等々で把握してる中におきましては、あくまでも私用と認識してございます。

総務部長

少し言葉足らずの部分があったかなと思います。公務が終わった後に公用車を使って、どこ。高円寺というお話でしたかね、高円寺まで行って、その後については、それは、それを目的にそこまで送ったってということではなくて、公務が終わった後の車の使用で区長を送り届けたところが、たまたまそれが高円寺駅だったということでの整理かなと思います。

矢口委員

区長、2 月 3 日、高円寺で何やったかお分かりになりますか。

秘書課長

私の方から答弁させていただきますが、某衆議院候補者の街頭演説があったと認識してございます。

白垣副区長

ちょっと整理させていただきますと、2 月 3 日、確か夕方ですね、庁内での公務が終わった後、都庁で会議があったのではないかと記憶しております。ですので、庁内で公務をギ

リギリまでやった結果、公用車を使って都庁の会議に出席をいたしました。で、会議が、18時過ぎぐらいですかね、終わった後に、その後の特段の日程がなければ当然車で来ますので、公用車で来てますので、公用車で自宅までお送りするところなんですけれども、区長が別の予定があったということで高円寺にお送りしたということでございまして、これは公用車の運用基準に照らしても全くおかしい話ではなくてですね、どっちにしろ公用車で来てるので、何も予定がなければ自宅まで送るところを、予定があったので区内の高円寺に送ったということなので、何ら問題がないと認識しております。

矢口委員

衆院選中道候補者の応援に参加されていたということがわかりました。これはご本人のエックスでも発信されております。で、政務、公務のやり取りというのは、以前の議会の質疑で白垣副区長からとのやり取りも、うちの渡辺ともきとのやり取りで触れられてますので、ここでは詳しくやりませんが、2月3日の送り先の高円寺で政治活動をしていたとすれば、それは公費、公費で区長の政治活動の足を確保したということになります。前区長でも同じようなことがありました。ネットで見つけた記事を要約してお伝えしますが、杉並区長公用車で選挙応援、共産区議が規則違反を批判、共産区議は、庁用車管理規則では庁有車の運行を公務に限定していることを指摘。公用車を使った選挙応援は規則違反だと厳しく批判しました。2018年3月10日付新聞赤旗より選挙応援したという事実、区長はこの事実をご認識されていたでしょうか。

総務部長

過去の事例をとの比較ということでお話しされているかと思います。細かなこと私覚えてませんが、あの時には確かその選挙の応援のためだけに区外の候補者の応援に公用車を使っていたかのような事案だったのではないかなと思っています。先ほど白垣副区長ご答弁申し上げたように、公用車で都庁から区内にお戻りの際に高円寺の駅で降ろしたということでございますので、その比較は私は当たらないんじゃないかなと思っています。

矢口委員

公務か政務というよりかはですね。そこに使って、かつて応援された団体が批判していたことを区長ご本人がやったということが指摘している点であります。前区長時に共産党議員が公用車を使っての選挙応援について厳しく追及しましたが、その共産党さんに応援されてる岸本区長が全く同じ行動し、他人に厳しく自分に甘いという典型的なダブルスタンダードであることがわかりました。

8 杉並第 6245 号
令和 8 年 4 月 24 日

杉並区監査委員 宛

杉並区長 岸本 聡子

杉並区長の庁有車の使用に関する住民監査請求に基づく監査の実施に伴う
抗弁書の提出について

令和 8 年 4 月 13 日付け 8 杉並監査第 37 号により通知のあった標記の件について、別紙のとおり提出します。

杉並区職員措置請求書（杉並区長の庁有車の使用に関する住民監査請求）に関し、下記のとおり抗弁します。

記

第1 事実関係について

1 第1の1について

令和8年2月3日（火）の区長の行動

○午前8時45分に杉並区役所へ登庁

○午前10時から杉並区議会議会運営委員会に出席

○午後1時40分に庁有車で杉並区役所を出発し、午後2時から午後3時30分まで、堀之内妙法寺（杉並区堀ノ内3-48-8。以下「妙法寺」という。）で開催された節分行事に出席

○節分行事終了後、庁有車で東京都庁（新宿区西新宿2-8-1。以下「都庁」という。）へ移動し、午後4時30分から午後6時35分まで、都区協議会並びに都知事との意見交換会及び懇談会に出席

○同日に予定されていた公務を全て終え、午後6時40分に庁有車で都庁を出発し、区長宅（杉並区西荻北）への帰路の途中に位置する高円寺駅南口ロータリー付近で午後7時15分に降車

区長の庁有車（運転手は委託事業者）の使用については、秘書課の職員が翌1週間の使用予定を記載した運転依頼書を作成し、前週の金曜日に委託事業者に渡しており、その後予定が変更となった場合には、その都度、委託事業者に口頭で伝える運用としている。変更の内容が、運行ルートや降車場所等の軽微な変更である場合には、当日の乗車時に随行者もしくは区長本人から運転手に直接伝える運用も可としている。

令和8年1月30日（金）に作成した運転依頼書では2月3日（火）の運行予定は、妙法寺での公務後、都庁へ移動し、都庁での公務終了後、自宅に送迎することになっていたが、当日になり、秘書課長に対し区長から公務終了後の降車場所の変更（自宅から高円寺駅周辺）の可能性がある旨の申し出があったことを受け、当日の乗車後に、公務終了後の送迎先を高円寺駅に変更する可能性がある旨を随行者である秘書課長から運転手に対して口頭で伝えた上で、最終的には、帰路の乗車時に区長から降車場所を変更したい旨を運転手に申し出たものである。

2 第1の2について

請求者は、「杉並区長 岸本さところ」のタスキを着用している姿が写真（杉並区職員措置請求書別添2）に記録されていると主張するが、同写真に映る区長はタスキを着用していない。

3 第1の3について

当該演説は公務ではない。区長の日程表（庁有車使用履歴含む）は公務を記載したものであり、請求者が添付した資料「令和8年2月 区長の日程表（庁有車使用履歴含む）」においても送迎の事実のみを記載し、区ホームページに公表している。

第2 庁有車使用基準違反について

「杉並区長等の庁有車の使用に関する基準」（以下「使用基準」という。）では、第3条において区長等の庁有車の使用の必要性の判断基準として、「その使用により当該公務が円滑かつ安全に遂行でき、区政の発展、公益の増進等に資すると認められるか」と規定し、その必要性が認められる場合であって庁有車を使用することができるときとして、使用基準第4条第1号に「区長等の自宅と公務が行われる場所（区庁舎を含む。）の間の移動」を規定している。

公共交通機関と異なり、庁有車には随行者以外に同乗者はおらず、運転手にも秘密保持義務が課せられるため、庁有車を使用することで、車内において区長が区政に係る資料の確認や情報収集等を安全に行うことができることから、本請求事案における庁有車の使用は、第3条に規定する基準を満たしている。

なお、本請求事案では、往路（区役所を出発後、妙法寺から都庁までの移動）は秘書課長が随行したが、都庁からの復路（帰路）に職員は随行していない。

具体的には、都庁から区長宅への帰路（約10キロメートル）の途中で、青梅街道から高南通りへの交差点（帰路のおおむね中間地点に位置する。）を右折して約800メートル進んだ高円寺駅付近で区長が降車したものである。これは、都庁から区長宅への帰路を大きく逸脱するものではなく、また、区長宅までの移動と比較すると走行距離も所要時間も大幅に短くなる（都庁から区長宅へ区長を送迎し、区役所に戻る経路は、約14.6キロメートル。高円寺駅へ向かい、その後、区役所へ戻る経路である本請求事案は、約7.5キロメートル）。加えて、庁有車の使用に係る燃料費及び人件費（請求者は、「燃料費・人件費等」とするが、「等」が指すものが判然とし

ないため、ここでは「燃料費及び人件費」とする。)についても削減されることを考えると、本請求事案は、使用基準第4条第1号に規定する「区長等の自宅と公務が行われる場所の間の移動」の範囲である。

また、送迎先が自宅以外の庁有車の使用については、現在、基準等の明文規定はないが、公務終了後において、私的活動のために庁有車を使用する、いわゆる「片送り」については、令和2年以降、議会での庁有車使用に関する質疑に対して、近隣区等であれば使用することがある旨を繰り返し説明してきている。ただし、現区長の片送りによる庁有車の使用については、杉並区内での使用を基本としつつ、それ以外は近隣区市に限定して使用するという厳格な運用を行っているところである。

この運用は、東京地方裁判所判決平成20年2月8日（控訴審：東京高等裁判所判決平成20年5月28日）で、「自宅への送迎における知事専用車の使用は、公的活動と私的活動との切替え時においても、機動性を確保し、危機管理を徹底しようとするものであるから、その使用は合理性を有するといえるところ、自宅への送迎でなくとも、公的活動と私的活動との切替え時における合理的な方法及び態様で知事専用車を使用することは、機動性の確保及び危機管理の徹底の観点から、知事専用車が設けられた趣旨及び目的にかなうものであり、適法というべき」と判示されたことを踏まえたものである。

したがって、本請求事案も同様に、公的活動と私的活動との切替え時点である高円寺駅付近で降車するまでの間における庁有車の使用であり、上述のとおり、都庁から区長宅までの経路よりも短い経路となることも併せて考えれば、合理的な方法及び態様で庁有車を使用したものといえる。

以上の点から、本件において違法又は不当な点はない。

第3 地方自治法上の違法性について

1 地方自治法第2条第14項について

請求者が、「地方公共団体に対し「公正かつ効率的な行政運営」を求めている」と主張する地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定するものであるが、本請求事案は、公的活動と私的活動との切替え時までの移動時間も公務に充てられるように庁有車を使用したものであることから、法の趣旨に則っており、また、請求者は、「政治活動への庁有車利用は、公正性・中立性を著しく損ない、同項（地方自治法第2条第14項）に反する」としているが、上述のとおり、本請求事案における庁有車の使用は、公的活動と

私的活動との切替え時までのものであるから、政治活動に使用したものでなく、区又は区政の公正性・中立性を損なうものではない。

2 地方自治法第 242 条第 1 項について

まず、請求者は、第 242 条の 2 第 1 項を指摘の根拠としているが、第 242 条第 1 項の誤記と思われるため、以下「第 242 条第 1 項」とする。

次に、本請求事案は、都庁から区長宅への帰路の一環であり、その移動時間においても車内で区政資料を確認することができるなど、公務を円滑かつ安全に遂行し、区政の発展、公益の増進等に資するため本件における庁有車の使用に係る燃料費及び人件費は、公務に必要なものであり、地方自治法第 242 条第 1 項に規定する違法又は不当な公金の支出には当たらない。

なお、本件における帰路に職員は随行しておらず、委託事業者による庁有車の運転に係る委託費を人件費に含むとしても、本件支出に違法又は不当な点はない。

資 料

○杉並区庁有車の管理等に関する規則

昭和60年4月1日
規則第25号

最終改正：令和4年9月8日規則第74号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 使用（第6条—第12条）

第3章 雑則（第13条—第19条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、庁有車の効率的運用を図るため、庁有車の使用その他の管理に關し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- （1） 課及び課長 杉並区会計事務規則（昭和39年杉並区規則第5号）第2条第1号及び第2号に規定する課及び課長をいう。
- （2） 庁有車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車で、杉並区が所有し、又は賃借（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証に記載された使用者が杉並区である場合に限る。）するものをいう。
- （3） 専用車 庁有車のうち、区議会議長が専用するものをいう。
- （4） 共用車 庁有車のうち、総務部経理課長（以下「経理課長」という。）が特に必要と認めた者の使用に供するものをいう。
- （5） 貸出車 庁有車のうち、当該車両に専属の運転者を置かず、第4条第2項の規定により庁有車運転登録の承認を受けた者の使用に供するものをいう。
- （6） 特別貸出車 庁有車のうち、車両の特性又は業務の特性等により、経理課長が課を特定して継続的に貸し出すものをいう。
- （7） 緊急車 庁有車のうち、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項の規定により東京都公安委員会から法第39条第1項に規定する緊急自動車の指定を受けたものをいう。

（総括）

第3条 庁有車の使用及び管理等に関する事務は、経理課長が掌理するものとする。

2 経理課長は、特別貸出車に係る事務で、課において処理することが適当と認めるものは、課長をして処理させることができる。

3 経理課長は、庁有車の効率的運用を図るため必要があると認めるときは、課長に対して、庁有車の使用状況その他の事項について、報告を求め実地に調査し、その結果について必要な措置を講ずることを求めることができる。

（運転登録及び教習等）

第4条 庁有車を運転しようとする者は、あらかじめ庁有車運転登録の申請を行い経理課長の承認を受けなければならない。

- 2 経理課長は、前項の登録の申請が適当と認めるときは、その登録を承認し、庁有車運転登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。
- 3 前項の規定により登録証の交付を受けた者は、別に定めるところにより、当該交付の日から1年以内に教習等を受けなければならない。
- 4 登録証の更新の申請をしようとする者は、別に定めるところにより、当該登録証の有効期限に至る前に教習等を受けなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、緊急車の運転登録及び教習等に関し必要な事項は、別に定める。

（庁有車台帳の備付け）

第5条 経理課長は、庁有車の管理状況を明らかにしておくため、庁有車台帳を備え、必要な事項を記載し、変動の都度補正しておかなければならない。

第2章 使用

（使用目的）

第6条 庁有車は、公務遂行上必要とする場合以外は使用してはならない。

（使用の制限）

第7条 経理課長は、災害その他緊急事態が発生し、若しくは発生が予想される場合は、庁有車の使用を停止し、又は制限することができる。

（専用車の使用）

第8条 区議会議長が専用車を使用しないときで、経理課長が特に必要と認めた場合は、共用車として使用させることができる。

（共用車の使用）

第9条 共用車を使用しようとする者は、別に定めるところにより経理課長に申し込まなければならない。ただし、経理課長があらかじめ指定した者が使用するときは、この限りでない。

- 2 経理課長は、前項の申込みが適当と認めるときは、これを承認し、配車するものとする。

（貸出車の使用）

第10条 貸出車を使用しようとする者は、別に定めるところにより経理課長に申し込まなければならない。

- 2 経理課長は、前項の申込みが適当と認めるときは、これを承認し、配車するものとする。

- 3 前項により承認を受けた者は、登録証を提示し、貸出車のかぎを受けるものとする。

（運転日誌）

第11条 庁有車に運転日誌を備え、運転者は運転日誌に所定の事項を記録しなければならない。

（使用実績簿）

第12条 経理課長は、庁有車の使用実績を把握するため、庁有車使用実績簿を備え、毎月所定の事項を記録しておかなければならない。

第3章 雑則

（安全運転管理者）

第13条 安全運転管理者（法第74条の3第1項に規定する安全運転管理者をいう。）は、経理課長の指示を受け庁有車の安全運転の管理を行うものとする。

（副安全運転管理者）

第14条 副安全運転管理者（法第74条の3第4項に規定する副安全運転管理者をいう。）は、安全運転管理者の指示を受け庁有車の安全運転の管理を行うものとする。

(整備管理者)

第15条 整備管理者（道路運送車両法第50条に規定する整備管理者をいう。）は、経理課長の指示を受け、庁有車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理を行うものとする。

(安全運転管理者会)

第16条 庁有車を適正に管理し、並びに職員に対する指導及び教育を行うことにより、庁有車の安全運行を図るため、安全運転管理者会を置く。

2 安全運転管理者会は、経理課長主宰のもとに、安全運転管理者、副安全運転管理者及び整備管理者をもつて構成する。

(安全運転指導員)

第17条 安全運転指導員は、経理課長の指示を受け、職員に対して安全運転指導及び安全運転の啓発を行うものとする。

(事故報告)

第18条 運転者は、庁有車に関する事故が発生したときは、直ちに経理課長に報告し、その指示を受けるとともに、後刻交通事故発生報告書により報告をしなければならない。

2 経理課長は、交通事故発生報告書による報告を受けたときは、速やかに区長に報告しなければならない。

3 経理課長は、庁有車に関する事故の円滑な処理を図るため、事故処理担当者を置き、事故処理に関する事務を行わせる。

(委任)

第19条 この規則の施行について、様式その他必要な事項は、別に定める。

附 則

略

○杉並区長等の庁有車の使用に関する基準

平成30年 8 月30日 杉並第30919号

改正：令和 4 年 9 月 8 日 杉並第30756号

(趣旨)

第 1 条 この基準は、杉並区庁有車の管理等に関する規則（昭和60年杉並区規則第25号）第 2 条第 2 号に規定する庁有車を区長、副区長及び教育長（以下「区長等」という。）が使用する場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この基準において公務とは、区長等が地方自治法（昭和22年法律第67号）第 1 条の 2 第 1 項に規定する地方公共団体の役割を果たすために必要な用務をいう。

(庁有車を使用する場合の判断)

第 3 条 区長等は、公務遂行上、庁有車の使用が必要な場合には、その使用により当該公務が円滑かつ安全に遂行でき、区政の発展、公益の増進等に資すると認められるか否かで判断する。ただし、疑義があるものについては、必要に応じて過去の裁判例その他の事例を参考とするものとする。

(庁有車を使用することができる場合)

第 4 条 区長等は、前条の規定に基づき庁有車使用の必要性が認められる場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、庁有車を使用することができる。

- (1) 区長等の自宅と公務が行われる場所（区庁舎を含む。以下「公務場所」という。）の間の移動
- (2) 公務が連続する場合で、それぞれの公務場所の間の移動
- (3) 緊急事態への対応のために必要となる移動
- (4) 区長等の身体的安全確保のために必要となる移動
- (5) 庁有車を使用しなければ、公務の遂行又は区政に係る事務の進行に支障が出るおそれがあるなど、やむを得ない事由がある場合の移動

(使用履歴の記録)

第 5 条 区長等は、前条の規定により庁有車を使用した場合には、使用日、公務内容、公務場所その他必要な事項を記録するものとする。

(委任)

第 6 条 この基準に定めるもののほか、庁有車の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成30年 9 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月 8 日 杉並第30756号）

この基準は、令和 4 年 9 月 8 日から施行する。